

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	(生活振興課)	1
○有害興行の指定……………	(生活文化・青少年室)	2
○平成15年度後期実施技能検定の実施……………	(人材育成課)	3
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農地調整課)	6
○土地改良区の役員の退任の届出……………	(土地改良指導課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	6
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	6
○肥料の登録の有効期間の更新……………	(農業改良課)	6
○肥料の登録事項の変更の届出……………	(農業改良課)	7
○農業振興地域の指定の一部改正……………	(農村計画課)	7
○農林水産大臣権限の種畜証明書の交付の通知……………	(酪農畜産課)	7
○種畜証明書の書換交付の通報……………	(酪農畜産課)	12
○種畜人工授精に関する講習会及びその修業試験の実施……………	(酪農畜産課)	12
○家畜伝染病検査の命令(3件)……………	(酪農畜産課)	13
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定……………	(水産経営課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	16
○道路の区域の変更……………	(道路整備課)	18
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	18

公 表

○平成14年度財団法人道道府県会館災害共済事業経営状況……………	(管財課)	19
○地方臨時種畜検査の実施……………	(酪農畜産課)	19

公 告

○公募型プロポーザルの実施……………	(防災消防課)	19
--------------------	---------	----

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
○平成15年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録(2件)……………	22

○一般競争入札の実施……………	22
-----------------	----

支 庁 公 告

○事業概要調査の実施……………	23
-----------------	----

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	24
○一般競争入札の実施……………	25

道釧路土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	26
------------------------	----

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出の一部訂正……………	26
--	----

告

示

北海道告示第1550号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
夢の会	佐々木紀夫	札幌市清田区平岡1条4丁目3番6号	この法人は、視覚障害者のための生活環境改善と社会的自立を目指し、あらゆる表示の点字化やデジタル化を進める情報収集発信に係る事業及び点訳・音訳事業を行うとともに、視覚障害に対する理解を深める啓蒙普及、障害者の住環境提案に関する事業を行い、福祉の発展、社会教育の推進及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	平成15. 7. 18
すばる	岩橋 順子	常呂郡留辺蘂町字花丘22番地12	この法人は、地域の住民に対して、痴呆性高齢者の介護に関する事業や、高齢者の生きがいづくりに関する事業、児童と高齢者の交流を図る事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。	同
ほっかいどう	高橋 智	札幌市中央区大通	この法人は、北海道で幼児から高齢者	同 15. 7. 22

生涯学習アカデミー		西27丁目1番1号	までの全ての人が音楽を楽しみながら、生涯にわたり継続してピアノの学習ができる生涯学習の場を提供し、ピアノを通じた生涯学習の推進を図るとともに、音楽を通じて豊かな人間性を育成することに努め、さらにはその目的を共にする国内外の団体と交流を行い、広く北海道の芸術文化の発展に寄与し、また、音楽を中心とした福祉活動を行い、社会に貢献する事を目的とする。	
家庭保育所「えるむの家」	岩下 則雄	恵庭市文京町4丁目9番12号	この法人は、一人ひとりの子どもが豊かに伸びていくために、子どもの人権を守り、福祉教育問題を共に考え、保護者が安心して就労できるよう核家族の子育て支援及び地域の子育て支援等、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。	平成15. 7.23
ほっかいどう環境監査機構	高橋 三晴	札幌市東区北丘珠1条3丁目654番13号	この法人は、環境負荷を限りなくゼロに近づけるために、環境へ影響を及ぼす恐れのある不法投棄、不適正処理の根絶に向けた政策提言、調査研究および技術相談等を行うほか、不良不適格廃棄物処理業者の排除およびごみの減量化に寄与するリサイクル推進に向けた情報の提供及びコンサルティングに関する事業を行い、次世代に負の遺産を残さない環境を形成することを目的とする。	同 15. 7.25
札幌市IT振興普及推進協議会	藤澤 好一	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番10号 札幌市エレクトロニクスセンター302号室	この法人は、情報化社会の発展に伴い発生している課題・問題を解決するために、産学官の連携によって地域社会の情報化を推進し、高度化した情報通信技術の普及や技術者の育成を図る事業の実施を通じて、地域社会の情報化の推進と地域経済の活性化に資することを目的とする。	同 15. 7.28
フーレベツ	櫻庭 忠人	上川郡風連町仲町90番地	この法人は、風連町に在する農業、林業、商工業、人的、物的、知的各資源並びに、有形、無形の各資産及び、これらから派生する潜在能力を最大限活	同 15. 7.29

			用し、町民並びに道民を受益者として地域活性化活動を行うとともに中心市街地の活性化を図り、人の往来から派生する中心市街地での賑わいと雇用の創出並びにニュービジネスの創造を行うことによる地域貢献に寄与することを目的とする。	
アートチャレンジ滝川	神部あや子	滝川市栄町2丁目8番9号	この法人は、道民及び北海道を訪れる人々に対し、デザインやアートの教育や普及のための事業、デザインやアートを提供する事業などを行うことで、デザインやアートに対する関心を喚起し、優れたデザインやアートの力によって魅力溢れる都市空間を創出し、その豊かさを地域住民の共有財産とするとともに、空洞化の進む中心市街地の活性化を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。	同
グルッパ	北谷 澄子	札幌市北区北24条西12丁目1-7-306号	この法人は、高齢になっても障害を持っても社会との関わりを持ち続け、楽しみや生きがいのある暮らしを続けられるよう、身体的な介護はもちろんのこと、日常生活支援としての情報提供や美容に関わる事業などを行うことにより、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。	同

北海道告示第1551号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年9月2日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事 高橋 はるみ 指定指定の理由の範囲
映画 同 同 同	SM女医 巨乳くい込む 真昼の不倫妻 美人の快楽 女曼陀羅 七人の絶頂 OL日記 あえぐ牝穴	オーピー映画 新東宝映画 オーピー映画 同	全部 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害す

映画	新・日本エロばなし	人妻	新日本映像		るおそれがあると認められるため	欄及び手数料の欄に掲げるとおりとする。ただし、特級の実技試験科目は、工程管理、作業管理、品質管理、原価管理、安全衛生管理等とする。																																																													
竜宮城																																																																			
北海道告示第1552号																																																																			
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項及び北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号。以下「条例」という。）別表86の項の規定により、平成15年度後期実施技能検定を次のとおり行う。																																																																			
平成15年9月2日																																																																			
北海道知事 高橋 はるみ																																																																			
1 等級別実施職種																																																																			
技能検定は、次に掲げる職種について行う。																																																																			
(1) 特 級 金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造																																																																			
(2) 1 級 及び 2 級 さく井、金型製作、めっき、金属ばね製造、ロープ加工、機械検査、機械保全、電気機器組立て、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、帆布製品製造、機械木工、紙器・段ボール箱製造、製版、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、酒造、建築大工、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、ガラス施工、建築図面製作、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装、義肢・装具製作及び舞台機構調整																																																																			
(3) 3 級 機械検査、機械保全、時計修理、配管、テクニカルイラストレーション及び電気製図																																																																			
(4) 単 一 等 級 枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工及び産業洗浄																																																																			
2 実 施 方 法 技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。																																																																			
3 試験科目、手数料、実施期日、実施場所等																																																																			
(1) 実 技 試 験																																																																			
ア 実技試験科目 条例別表86の項の職種は次の表に定めるとおりとし、実技試験科目及び手数料 目及び手数料は、当該職種の区分に応じ、同表の実技試験科目の																																																																			
<table><tr><th>検 定 職 種</th><th>実 技 試 験 科 目</th><th>手数料(円)</th></tr><tr><td rowspan="18">条 例 別 表 86</td><td>(特 級)</td><td></td></tr><tr><td>金 属 熱 処 理</td><td>15,700</td></tr><tr><td>機 械 加 工</td><td>15,700</td></tr><tr><td>放 電 加 工</td><td>15,700</td></tr><tr><td>金 型 製 作</td><td>15,700</td></tr><tr><td>金 属 プ レ ス 加 工</td><td>15,700</td></tr><tr><td>仕 上 げ</td><td>15,700</td></tr><tr><td>機 械 検 査</td><td>15,700</td></tr><tr><td>機 械 保 全</td><td>15,700</td></tr><tr><td>電 子 機 器 組 立 て</td><td>15,700</td></tr><tr><td>電 気 機 器 組 立 て</td><td>15,700</td></tr><tr><td>自 動 販 売 機 調 整</td><td>15,700</td></tr><tr><td>空 気 圧 装 置 組 立 て</td><td>15,700</td></tr><tr><td>油 圧 装 置 調 整</td><td>15,700</td></tr><tr><td>建 設 機 械 整 備</td><td>15,700</td></tr><tr><td>婦 人 子 供 服 製 造</td><td>15,700</td></tr><tr><td>プ ラ ス チ ッ ク 成 形</td><td>15,700</td></tr><tr><td>パ ン 製 造</td><td>15,700</td></tr><tr><td rowspan="10">の 項 の イ の</td><td>(1 級 及び 2 級)</td><td></td></tr><tr><td>金 型 製 作</td><td>{ プ レ ス 金 型 製 作 作 業 15,700 プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業 15,700</td></tr><tr><td>金 属 ば ね 製 造</td><td>線 ば ね 製 造 作 業 15,700</td></tr><tr><td>ロ ー プ 加 工</td><td>ロ ー プ 加 工 作 業 15,700</td></tr><tr><td>機 械 保 全</td><td>{ 機 械 系 保 全 作 業 15,700 電 気 系 保 全 作 業 15,700 設 備 診 断 作 業 15,700</td></tr><tr><td>電 気 機 器 組 立 て</td><td>シ ー ケ ン ス 制 御 作 業 15,700</td></tr><tr><td>自 動 販 売 機 調 整</td><td>自 動 販 売 機 調 整 作 業 15,700</td></tr><tr><td>鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備</td><td>{ 走 行 装 置 整 備 作 業 15,700 原 動 機 整 備 作 業 15,700 鉄 道 車 両 点 検 ・ 調 整 作 業 15,700</td></tr><tr><td>空 気 圧 装 置 組 立 て</td><td>空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業 15,700</td></tr><tr><td>油 圧 装 置 調 整</td><td>油 圧 装 置 調 整 作 業 15,700</td></tr></table>							検 定 職 種	実 技 試 験 科 目	手数料(円)	条 例 別 表 86	(特 級)		金 属 熱 処 理	15,700	機 械 加 工	15,700	放 電 加 工	15,700	金 型 製 作	15,700	金 属 プ レ ス 加 工	15,700	仕 上 げ	15,700	機 械 検 査	15,700	機 械 保 全	15,700	電 子 機 器 組 立 て	15,700	電 気 機 器 組 立 て	15,700	自 動 販 売 機 調 整	15,700	空 気 圧 装 置 組 立 て	15,700	油 圧 装 置 調 整	15,700	建 設 機 械 整 備	15,700	婦 人 子 供 服 製 造	15,700	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	15,700	パ ン 製 造	15,700	の 項 の イ の	(1 級 及び 2 級)		金 型 製 作	{ プ レ ス 金 型 製 作 作 業 15,700 プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業 15,700	金 属 ば ね 製 造	線 ば ね 製 造 作 業 15,700	ロ ー プ 加 工	ロ ー プ 加 工 作 業 15,700	機 械 保 全	{ 機 械 系 保 全 作 業 15,700 電 気 系 保 全 作 業 15,700 設 備 診 断 作 業 15,700	電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業 15,700	自 動 販 売 機 調 整	自 動 販 売 機 調 整 作 業 15,700	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	{ 走 行 装 置 整 備 作 業 15,700 原 動 機 整 備 作 業 15,700 鉄 道 車 両 点 検 ・ 調 整 作 業 15,700	空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業 15,700	油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整 作 業 15,700
検 定 職 種	実 技 試 験 科 目	手数料(円)																																																																	
条 例 別 表 86	(特 級)																																																																		
	金 属 熱 処 理	15,700																																																																	
	機 械 加 工	15,700																																																																	
	放 電 加 工	15,700																																																																	
	金 型 製 作	15,700																																																																	
	金 属 プ レ ス 加 工	15,700																																																																	
	仕 上 げ	15,700																																																																	
	機 械 検 査	15,700																																																																	
	機 械 保 全	15,700																																																																	
	電 子 機 器 組 立 て	15,700																																																																	
	電 気 機 器 組 立 て	15,700																																																																	
	自 動 販 売 機 調 整	15,700																																																																	
	空 気 圧 装 置 組 立 て	15,700																																																																	
	油 圧 装 置 調 整	15,700																																																																	
	建 設 機 械 整 備	15,700																																																																	
	婦 人 子 供 服 製 造	15,700																																																																	
	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	15,700																																																																	
	パ ン 製 造	15,700																																																																	
の 項 の イ の	(1 級 及び 2 級)																																																																		
	金 型 製 作	{ プ レ ス 金 型 製 作 作 業 15,700 プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業 15,700																																																																	
	金 属 ば ね 製 造	線 ば ね 製 造 作 業 15,700																																																																	
	ロ ー プ 加 工	ロ ー プ 加 工 作 業 15,700																																																																	
	機 械 保 全	{ 機 械 系 保 全 作 業 15,700 電 気 系 保 全 作 業 15,700 設 備 診 断 作 業 15,700																																																																	
	電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業 15,700																																																																	
	自 動 販 売 機 調 整	自 動 販 売 機 調 整 作 業 15,700																																																																	
	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	{ 走 行 装 置 整 備 作 業 15,700 原 動 機 整 備 作 業 15,700 鉄 道 車 両 点 検 ・ 調 整 作 業 15,700																																																																	
	空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業 15,700																																																																	
	油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整 作 業 15,700																																																																	

(1)に掲げるもの	農業機械整備	農業機械整備作業	15,700	(1)に掲げるもの	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	15,700
	機械木工	数値制御ルータ作業	15,700		コンクリート圧送施工	鉄筋組立て作業	15,700
	紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造作業	15,700		防水施工	コンクリート圧送工事作業	15,700
	製版	DTP作業	15,700			アスファルト防水工事作業	15,700
	ファインセラミックス製品製造	ファインセラミックス製品製造作業	15,700			合成ゴム系シート防水工事作業	15,700
	パン製造	パン製造作業	15,700			塩化ビニル系シート防水工事作業	15,700
	菓子製造	洋菓子製造作業	15,700			改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	15,700
		和菓子製造作業	15,700		塗装	鋼橋塗装作業	15,700
	酒造	清酒製造作業	15,700			音響機構調整作業	15,700
	カーテンウオール施工	金属製カーテンウオール工事作業	15,700		舞台機構調整	時計修理作業	15,700
の	自動ドア施工	自動ドア施工作業	15,700	条例別表86の項のハの(1)に掲げるもの	(3級)	時計修理	(10,500)
	ガラス施工	ガラス工事作業	15,700		配管	建築配管作業	15,700
	金属材料試験	機械試験作業	15,700		(1級及び2級)	機械検査作業	13,000
		組織試験作業	15,700			機械検査作業	13,000
	義肢・装具製作	義肢製作作業	15,700		(3級)		(8,700)
		装具製作作業	15,700				
	(単一等級)				条例別表86の項のニの(1)に掲げるもの	建築図面製作	建築製図CAD作業
	枠組壁建築	枠組壁工事作業	15,700				
	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業	15,700				
	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	15,700				
	バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	15,700				
条例別表86の項の	産業洗浄	化学洗浄作業	15,700		(1級及び2級)	機械・プラント製図	機械製図手書き作業
	(3級)						
	機械保全	機械保全作業	15,700				
		(10,500)					
	(1級及び2級)						
	さく井	パーカッション式さく井工事作業	15,700				
		ロータリー式さく井工事作業	15,700				
	めっき	溶融亜鉛めっき作業	15,700				
	時計修理	時計修理作業	15,700				
	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	15,700				
の	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	15,700		(1級及び2級)	機械製図CAD作業	機械製図CAD作業
	帆布製品製造	帆布製品製造作業	15,700				
	石材施工	石材加工作業	15,700				
	建築大工	大工工事作業	15,700				
	配管	建築配管作業	15,700				
	型枠施工	型枠工事作業	15,700				

条例別表86の項のホの(1)に掲げるもの	(1級及び2級)		
	和 裁	和 服 製 作 作 業	11,500
	テクニカルイラストレーション	立 体 図 作 成 作 業	11,500
		立 体 図 仕 上 げ 作 業	11,500
	電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業	11,500
	(3 級)		
	テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション作業	11,500 (7,700)
	電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業	11,500 (7,700)

注 1 職種について実技試験科目が2以上ある場合は、当該科目から1科目を選択するものとする。

3級の実技試験手数料の()内は、条例別表86の項の施設(次に掲げるものをいう。)の訓練生及び在校生(当該受検資格を有する者に限る。)が受検する場合の金額である。

- (ア) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校
- (イ) 認定職業訓練施設
- (ウ) 高等学校又は中等教育学校の後期課程
- (エ) 専修学校又は各種学校
- (オ) 高等専門学校
- (カ) 短期大学
- (キ) 大学
- (ク) その他都道府県知事が認める施設

- イ 実施期日 実技試験は、平成15年11月28日(金)から平成16年2月22日(日)までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表 実技試験問題は、平成15年11月21日(金)に北海道職業能力開発協会の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については、あらかじめ公表しない場合もある。

(2) 学 科 試 験

- ア 手数料 3,100円
- イ 実施期日 学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
(ア) 特級に係る技能検定職種	平成16年2月8日(日)
(イ) 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成16年2月1日(日)
(ウ) 舞台機構調整	平成16年2月4日(水)
(エ) さく井、金型製作、めっき、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、パン製造、酒造、建築大工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	平成16年2月8日(日)
(オ) 金属ばね製造、機械保全、和裁、紙器・段ボール箱製造、製版、ファインセラミックス製品製造、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、義肢・装具製作、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工及び産業洗浄	平成16年2月15日(日)

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

4 受 検 申 請 の 手 続

(1) 提 出 書 類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提 出 先 北海道職業能力開発協会

郵便番号 003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号
電話 (011) 825-2386

(3) 受 付 期 間 平成15年9月30日(火)から10月10日(金)まで

(4) 受 検 申 請 に 関 す る 注 意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会で作付する。
なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、郵便切手190円分をはったもの)を同封すること。
- イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検

申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

- 5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（前記3の(1)アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。

また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

- 6 合格者の発表等

- (1) 合格通知書 技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が平成16年3月23日（火）に書面で通知する。

- (2) 技能検定合格証書の交付 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、2級技能検定又は3級技能検定の合格者には北海道知事の合格証書を交付する。

- 7 その他 技能検定について不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。

試験は、原則として、受検者の居住している支庁管内で実施するが、少数の場合は近くの会場に統合し、又は実施を中止することもある。

北海道告示第1553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、美唄市進光地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年9月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成15. 8.18	理 事	大 谷 覺	余市郡余市町入舟町447番地

北海道告示第1555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年8月26日、雨竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1556号

道営土地改良（とにかち高原の里地区中山間地域総合整備（農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年9月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1557号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	登録有効期限
					名 称 住 所	
北海道第2492号	副産石灰肥料	40.0粒状副産石灰肥料	アルカリ分 40.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社 常呂郡訓子府町大町86番地	平成18. 9. 7

北海道告示第1558号 次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法（昭和25年					法律第127号）第13条第1項の規定による届出があった。 平成15年9月2日					北海道知事 高 橋 はるみ				
登 録 番 号	生産業者の名称		変 更 の 内 容		変 更 年 月 日									
		変 更 事 項	変 更	前 変 更 後										
北海道第2789号	高野冷凍株式会社		住所の変更	小樽市清水町10番7号	小樽市長橋1丁目21番110号					平成15. 7.26				
北海道第2790号	同		同	同	同					同				

北海道告示第1559号
昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁へ備え置いて縦覧に供する。
平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
豊富地域の事項中「自然公園法で定める利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区」の次に「（平成15年環境省告示第82号で変更告示された後の特別保護地区）」を加える。

2 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
幌延地域の事項中「自然公園法で定める利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区」の次に「（平成15年環境省告示第82号で変更告示された後の特別保護地区）」を加える。

北海道告示第1560号
農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。
平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

証 明 書 の 番 号	名	前 種 類				生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名			
平15北海道1	1	マラトーン	マスコット	アディダス	ET	ホルスタイン種	4.10.26	白 黒	特 級	北広島市	社団法人ジェネティクス北海道道央種雄牛センター	
同	2	ファニーアー	エルトン	アシリー	ET	同	6. 2.11	黒 白	同	同	同	
同	3	ヘンカシーン	ドミノ	ET		同	8. 2.12	同	同	同	同	
同	4	ロイレーン	ジエスロ	ET		同	8. 5. 1	同	同	同	同	
同	5	アルティージェイ	リッキー	ET		同	8. 7.31	白 黒	同	同	同	
同	6	ライスクレスト	デーモン	ET		同	8.10. 6	黒 白	同	同	同	
同	7	ウイルブラスト	SA	メダリオン	ET	同	9. 1. 1	同	同	同	同	
同	8	グレントクティン	バックナー	ET		同	9. 1.13	白 黒	同	同	同	
同	9	テスクホーム	デ ビル	ET		同	9. 2.18	同	2 級	同	同	
同	10	レーガンクレスト	JB	ラモン	ET	同	9. 5.21	黒 白	同	同	同	
同	11	セイリングファーム	ダスティアー	ET		同	9. 9. 2	同	同	同	同	
同	12	イーランディ	デテール	ET		同	9.10. 4	白 黒	同	同	同	
同	13	ジェイティーウイロー	エアロ	ボストン	ET	同	9. 8.17	黒 白	同	同	同	
同	14	ヘンカシーン	ホーネット	ET		同	9.10.11	白 黒	同	同	同	
同	15	ブレイーデール	ブレード	ET		同	9.12.21	黒 白	同	同	同	

平15北海道1	16	REW テリー リー ET	ホルスタイン種	10. 4.22	白	黒	2 級	北広島市	社団法人ジェネティクス北海道中央種雄牛センター
同	17	デスー テリー センチュリイ ET	同	10. 5. 5	同		同	同	同
同	18	トウマー ホームストレッチ ET	同	10. 6. 7	黒	白	同	同	同
同	19	ウオーレーガン フューリー ET	同	10. 8.24	同		同	同	同
同	20	ノーバン テリー スクルーパイス ET	同	10. 4.25	白	黒	同	同	同
同	21	キャローゼルアス タイタニック ET	同	10. 5. 4	黒	白	同	同	同
同	22	ラタッチ サムソン ET	同	10. 5. 7	同		同	同	同
同	23	ミス タイディブルック マット ET	同	10. 8.21	同		同	同	同
同	24	ポリーコウ ウインチェスト ピュレット ET	同	10. 7.31	白	黒	同	同	同
同	25	ユング コーキー シバー ET	同	10. 5. 8	同		同	同	同
同	26	GWG コズモ クレイマー ET	同	10. 5.24	黒	白	同	同	同
同	27	サンディバレー ガイダンス ET	同	10. 9.17	白	黒	同	同	同
同	28	サンディバレー ビタールーツ ET	同	10. 9. 8	同		同	同	同
同	29	ウオールナットエス マティージー スリック ET	同	10. 9.22	黒	白	同	同	同
同	30	レーガンクレスト ダーク ET	同	10.11. 3	同		同	同	同
同	31	アップルイス マーティ オリオン ET	同	10.12.15	同		同	同	同
同	32	ビクトリア レイバン ET	同	11.10.22	同		同	同	同
同	33	バレー ドライブ ゼウス ET	同	12. 1.15	同		同	同	同
同	34	ペーシャンズ デセジョン ET	同	11.11.24	同		同	同	同
同	35	J Tウイロー ブロック ダコタ ET	同	11. 4.26	同		同	同	同
同	36	エメラルドエーカブイアール キャメロ ET	同	11. 5.16	同		同	同	同
同	37	ドナnderール ジェネシス ET	同	11. 7.28	同		同	同	同
同	38	レーガンクレスト ミック ET	同	11. 7.29	同		同	同	同
同	39	ゴールドデンオークス スキャンロン ET	同	11. 9.30	同		同	同	同
同	40	サンディーバレー グローリアス ET	同	11. 9.16	同		同	同	同
同	41	レーガンクレスト ビー ゼアー ET	同	11.10. 1	同		同	同	同
同	42	サンディバレー ブレイザー	同	11.11.21	白	黒	同	同	同
同	43	ロックランAH スノーマン ET	同	12. 1. 8	黒	白	同	同	同
同	44	ライルハイブン ギャングスター ET	同	12. 1.12	白	黒	同	同	同
同	45	レディスマナー アンヘイザー ET	同	12. 2. 1	黒	白	同	同	同
同	46	ゴールドエービーエル BWM マンダリン	同	13.11.15	同		同	同	同
同	47	福 富	黒 毛 和 種	1. 3.26	黒		同	同	同
同	48	七 福 神	同	5. 1.14	同		同	同	同
同	49	茂 美 津	同	9. 8.27	同		同	同	同
同	50	北 乃 重 波	同	9.11. 1	同		同	同	同

平15北海道1	51	北乃安福波	黒毛和種	10. 1.31	黒	2 級	北広島市	社団法人ジェネティクス北海道道央種雄牛センター
同	52	北 乃 大 福	同	11. 4.17	同	同	同	同
同	53	第 2 茂 波	同	11.12. 7	同	同	同	同
同	54	深 晴 波	同	7.11. 3	同	1 級	同	同
同	55	北安福165の1	同	9. 3.10	同	同	同	同
同	56	北 谷 雪	同	9. 2.22	同	同	同	同
同	57	北 安 福 1	同	9.11. 1	同	2 級	同	同
同	58	北 糸 照	同	10. 1. 3	同	同	同	同
同	59	北 神 高	同	10. 7. 1	同	同	同	同
同	60	北金波 1	同	10. 5. 1	同	同	同	同
同	61	北 波 重	同	10. 5.17	同	同	同	同
同	62	北 福 栄	同	10.10.20	同	同	同	同
同	63	北 茂 安 93	同	11. 4.15	同	同	同	同
同	64	北 幸 豊 94	同	11. 2. 7	同	同	同	同
同	65	北 光 福 95	同	11. 2.10	同	同	同	同
同	66	北 茂 勝 96	同	11. 2.16	同	同	同	同
同	67	北 安 桜 97	同	11. 2.27	同	同	同	同
同	68	北 鶴 長 99	同	11. 3.20	同	同	同	同
同	69	安福6の5	同	11. 9. 3	同	同	同	同
同	70	北 神 照 4	同	11.12.10	同	同	同	同
同	71	北 茂 栄 5	同	12. 3.22	同	同	同	同
同	72	北 乃 勝	同	12. 2.29	同	同	同	同
同	73	北 清 水 9	同	11.11.25	同	同	同	同
同	74	北乃富士10	同	12. 2.26	同	同	同	同
同	75	北 蔓 道 11	同	12. 5.22	同	同	同	同
同	76	北 松 平 12	同	12. 3.24	同	同	同	同
同	77	北 大 安 13	同	12. 6.14	同	同	同	同
同	78	北 平 勝 15	同	13. 2. 2	同	同	同	同
同	79	北 福 茂 16	同	13. 4.30	同	同	同	同
同	80	福 勝 8	同	11. 6. 6	同	同	同	同
同	81	北 安 鶴 21	同	13. 1. 6	同	級 外	同	同
同	82	北 勝 晴 22	同	13. 2.17	同	同	同	同
同	83	北 安 勝 23	同	13. 2.22	同	同	同	同
同	84	大 日 晴 美	同	13. 5.22	同	同	同	同
同	85	勝 気 高	同	13. 3.24	同	同	同	同

平15北海道1	86	松平照姫8	黒 毛 和 種	13. 6.23	黒	級 外	北広島市	社団法人ジェネティクス北海道中央種雄牛センター
平15北海道15	1	RCA アレキサンダー	ホルスタイン種	12.11. 1	黒 白	2 級	音 更 町	家畜改良センター十勝牧場
同	2	RCA アブラハム ET	同	13. 9.10	同	同	同	同
同	3	ホーブランド ベッツイー マーシャル	同	14. 1.14	同	同	同	同
同	4	ロツキー ブレイバリー キング ET	同	14. 2. 4	白 黒	同	同	同
同	5	ティーウエーブ J ワイズダム	同	14. 2. 7	同	同	同	同
同	6	YKT テツチエ ゼノン ET	同	14. 2.15	黒 白	同	同	同
同	7	RCA アーケード ET	同	14. 2.13	白 黒	同	同	同
同	8	YHM ジョーダン	同	14. 3. 8	黒 白	同	同	同
同	9	オムラフアーム リスペクト セルシー	同	14. 3.15	同	同	同	同
同	10	ティーウエーブ J シグナス	同	14. 3.30	白 黒	同	同	同
同	11	ハッピーベル ウォーレーガン DB モニュメント	同	14. 2.16	黒 白	同	同	同
同	12	クリーン マーシャル エクストラ ET	同	14. 3.30	同	同	同	同
同	13	ハイフィールド カテナチオ	同	14. 5. 9	白 黒	同	同	同
同	14	ハッピーライブ グロリアス ET	同	14. 5.23	黒 白	同	同	同
同	15	オムラ スウィート ボーイ フタゴ	同	14. 6. 5	白 黒	同	同	同
同	16	プラムオーチャード フラワー ボーイ	同	14. 6.16	黒 白	同	同	同
同	17	ハッピーライブ アニー ボーイ ET	同	14. 7. 2	同	同	同	同
同	18	タンロツク アイニー ET	同	14. 7. 8	白 黒	同	同	同
同	19	スイートラス D J モーリス	同	14. 7.14	黒 白	同	同	同
同	20	リバティーフアーム プロローグ アニー	同	14. 7.19	白 黒	同	同	同
同	21	スミツクランド トライ ボーイ ET	同	14. 6. 7	同	同	同	同
同	22	ドリーム テツチエ ロイヤルボーイ ET	同	14. 7. 5	黒 白	同	同	同
同	23	キャニオンサイド DS ドリームボーイ	同	14. 7.21	同	同	同	同
同	24	タンロツク エアロ アニー ボーイ	同	14. 8.19	同	同	同	同
同	25	晴 桜	黒 毛 和 種	13. 7.28	黒	同	同	同
同	26	糸 北 雅	同	13. 8.30	同	同	同	同
同	27	美 津 光	同	13. 8.30	同	同	同	同
同	28	雄 治	同	13. 9. 6	同	同	同	同
同	29	安 花 茂	同	13. 9.25	同	同	同	同
同	30	芳 姫	同	14. 3. 9	同	同	同	同
同	31	美 津 花	同	14. 3.13	同	同	同	同
同	32	福 谷 栄	同	14. 3.26	同	同	同	同
同	33	隼 美 津	同	14. 4. 3	同	同	同	同
同	34	福 平 茂	同	14. 4.10	同	同	同	同

平15北海道15	35	安 波 福	黒 毛 和 種	8.11. 3	黒	2 級	帯 広 市	オールジャパンプリーダーズサービス株式会社
同	36	安 福 美	同	8. 9. 3	同	同	同	同
同	37	幸 鶴 2	同	4. 3.13	同	同	同	同
同	38	バドジョン J K エンペラー E T	ホルスタイン種	14. 7.12	黒 白	同	同	同
同	39	J F モーリン メイソン ストーム E T	同	14. 2.22	同	同	同	同
同	40	ホナミ エムビービー ハーシェルマン E T	同	13.10.26	同	同	同	同
同	41	ホナミ エムビービー セコイヤーマン E T	同	13. 7.20	同	同	同	同
同	42	ワイケーテイー テッチェ ルドルフ E T	同	9. 7.22	同	同	同	同
同	43	ホナミ エムビービー チーフブロック E T	同	10. 5.30	同	同	同	同
同	44	ハッピーリバー コーキトップ ジューン E T	同	10.11.24	同	同	同	同
同	45	ラングス FFF デイマンド エボニー E T	同	11. 2.21	同	同	同	同
同	46	HE マックス E T	同	12. 1. 6	同	同	同	同
同	47	J F ルーク ロリー ブロック E T	同	12. 2.13	同	同	同	同
同	48	DBL BB クワウパス ショウダウン	ミニチュアホース	2. 5.10	栃 栗	級 外	同	日本家畜貿易株式会社
同	49	カロウセルギャラクシー	同	61. 5. 4	栗 駁	同	同	同
同	50	DBL BB クロスファイアー	同	3. 6.22	白	同	同	同
同	51	ハツピーリバー ミリオン E T	ホルスタイン種	11. 4.16	黒 白	2 級	同	株式会社十勝家畜人工授精所
同	52	スイートラス BW ソープ	同	12. 8.21	同	同	同	同
同	53	サリー マスコット ブロック グレー E T	同	11. 4.30	同	同	同	同
同	54	アイランド ウインチエスター ドリーム E T	同	11. 8.27	白 黒	同	同	同
同	55	エスデイー サマー キャンプ E T	同	12. 7.23	黒 白	同	同	同
同	56	ライブストック ブルジョア E T	同	12. 7.10	同	同	同	同
同	57	スウィートブライアー ジルコン E T	同	11.10. 3	同	同	同	同
同	58	ライブストック ミルキング マロ E T	同	11. 8. 1	同	同	同	同
同	59	グリフィス モジユレーション E T	同	11. 6.28	同	同	同	同
同	60	サーリバー ロニイ ハーツ E T	同	14. 6.13	同	同	同	同
同	61	ジレット ティーウエーブ リバース E T	同	14. 4.14	白 黒	同	同	同
同	62	ライブストック パーフェクト E T	同	13. 3.18	同	同	同	同
同	63	レクス キューピッド ハーシエル E T	同	14. 7.26	黒 白	同	同	同
同	64	RCA アワード E T	同	14. 6.17	同	同	同	同
同	65	レッドロツクビュー コンビンサー E T	同	12. 6.15	同	同	同	同
同	66	ライブストック ブルーレッド E T	同	13. 3.17	同	同	同	同
同	67	ミスター サリー オリー	同	12. 6. 1	白 黒	同	同	同
同	68	オーエムシー プリザード ローズ E T	同	11. 7.14	同	同	同	同
同	69	ライブストック マロニエール E T	同	11. 9. 9	黒 白	同	同	同

平15北海道15	70	サリー RCA オーシャン ET	ホルスタイン種	13. 7.21	黒	白	2 級	帯 広 市	株式会社十勝家畜人工授精所
同	71	CE シャルネス ET	同	14. 2.27	同		同	同	同
同	72	アイリツチ ランパパ プリオツチ ET	同	12. 8. 4	同		同	同	同
同	73	ワイケーティー プレツド ジューン ET	同	13. 6.27	同		同	同	同
同	74	クリーン トラスト エドガー ET	同	11.10.27	白	黒	同	同	同
同	75	エメラルドエーカエスエー T アーネスト	同	12. 9. 1	同		同	同	同
同	76	ライブストック ウインド ET	同	11. 9.15	同		同	同	同
同	77	ライブストック プレツサー ET	同	12. 4.19	黒	白	同	同	同
同	78	グリーンシヤドー DB ベントリー ET	同	14. 5. 6	同		同	同	同
同	79	ライブストック スペシャリスト ET	同	13. 5.18	同		同	同	同
同	80	マイフューチャー スペース シヤトル ET	同	14. 8.15	同		同	同	同
同	81	RCA アツシュ ET	同	14. 2.26	同		同	同	同

北海道告示第1561号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の書換交付が行われた旨通報があった。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

証 明 書 番 号 申 請 の 事 由 変 更 後 変 更 前
平14北海道9第274号 種畜の飼養者の住所及び名称の変更 七飯町 西山 秋信 士幌町 堀江 徳雄

北海道告示第1562号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験を次のとおり実施する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 平成15年第1回家畜（牛）人工授精師養成講習会

- (1) 開催期日 平成15年10月3日から29日まで18日間
- (2) 開催場所 中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校
- (3) 受講資格 北海道立農業大学校の在学学生で平成15年度卒業見込みの者で家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者
- (4) 受講者数 30人以内
- (5) 講習科目 ア 学 科 関係法規、人工授精
イ 実 習 精液精子検査法、人工授精
- (6) 講習用テキスト 家畜人工授精講習会用テキスト

- (7) 受講手続 別記様式（北海道農政部酪農畜産課又は北海道立農業大学校に請求すること。）による受講願書に、受講者の写真（出願前3箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した名刺判のもの）をはり付けた履歴書を添付し、講習会開催日の10日前までに支庁長を経由して知事に提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第24条の2第1項及び第2項に規定する受講等免除者に該当する者は、受講免除科目を修めたことを証する書面（学科目取得証明書等）も併せて添付すること。

- (8) 受講者の決定 受講者は、受講願書の提出があった者のうちから選考の上、決定する。

2 修業試験

- (1) 試験の日時 ア 学科試験 平成15年10月31日 午前9時から午後12時まで
イ 実習試験 平成15年10月31日 午後1時から午後5時まで
- (2) 試験の場所 1の(2)に同じ。
- (3) 受験資格 平成15年第1回家畜（牛）人工授精師養成講習会を受講し、その受講時間数が、省令第24条第2項に規定する受講時間数に達した者。
- (4) 試験科目 1の(5)に同じ。
- (5) 修業試験の合格基準 100点満点で全科目（実習を含む。）平均60点以上（50点未満の科目が2以上ある場合又は40点以下の科目がある場合を除く。）とする。

北海道告示第1563号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健） （衛生所長の定める日）
浦 河 町	平成15年9月16日から11月7日まで
様 似 町	同
え り も 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1564号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健） （衛生所長の定める日）
静 内 町	平成15年9月16日から11月7日まで
三 石 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1565号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健） （衛生所長の定める日）
浦 河 町	平成15年9月16日から11月7日まで
様 似 町	同
え り も 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1566号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、島牧加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1567号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。） 8(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 干害の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡陸別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び陸別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 10(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡陸別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 干害の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び陸別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1568号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成15年9月2日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡門別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備
--	---

え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1569号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
占冠村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和49年7月17日農林省告示第642号
- (2) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。） 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和54年2月14日農林水産省告示第170号 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年5月22日農林水産省告示第805号2 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）	8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 占冠村（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。） 10(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年8月10日農林水産省告示第1036号3 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村
--	--

役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
赤 川 函 館 線	函館市赤川町109番1地先から 函館市赤川1丁目38番1地先まで	前	8.69mから 25.23mまで	395.97m	—	北海道函館土木現業所
		後	25.00mから 26.32mまで	394.84m	—	
平 取 静 内 線	新冠郡新冠町字明和19番1地先から 新冠郡新冠町字明和43番2地先まで	前	23.50mから 57.50mまで	400.00m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	23.50mから 57.50mまで	400.00m	—	
		後	9.82mから 35.50mまで	436.50m	—	

北海道告示第1571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
樽 前 錦 岡 線	苫小牧市字錦岡440番12地先から 苫小牧市字錦岡482番4地先まで	前	14.00mから 30.50mまで	1,084.00m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	8.80mから 72.00mまで	1,196.80m	—	
滑若新冠停車場線	新冠郡新冠町字朝日243番1地先から 新冠郡新冠町字朝日201番1地先まで	前	14.50mから 18.50mまで	300.00m	—	同
		後	14.50mから 18.50mまで	300.00m	—	
		後	14.30mから 19.50mまで	322.50m	—	

公 表		平成15年度においては、気象注意報・警報、津波予警報、避難勧告等の情報を携帯電話のメール機能等を利用して、迅速かつ正確に住民へ伝達するためのシステム開発を行う。	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、平成14年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況を次のとおり公表する。		(3) 履行期限 平成16年3月22日（月）	
平成15年9月2日		2 参加資格及び審査の考え方	
北海道知事 高 橋 はるみ		(1) プロポーザルの提出者に要求される資格	
1 建物・自動車損害共済事業		ア 平成15年北海道告示第17号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。	
分担金その他の収入 4,456,728,540円		イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。	
災害共済金、経費その他の支出 2,502,443,507円		ウ 防災関係システムの開発経験を有するもの	
正味財産 21,013,568,773円		エ 札幌市内に本店、支店又は営業所等の拠点の有する者であること。	
2 機械損害共済事業		(2) プロポーザルの審査の考え方	
分担金その他の収入 1,159,764,997円		ア 提案者の実力	
災害共済金、経費その他の支出 469,940,281円		イ システムの提案	
正味財産 6,116,904,716円		情報収集機能、情報入力機能、解析・蓄積機能、情報出力機能、システム管理機能、システム監視機能及び認証機能	
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。		ウ 運用保守体制	
平成15年9月2日		3 手続等	
北海道知事 高 橋 はるみ		(1) 担当部課 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	
支庁名 検査の 検査の 場所 家畜の種類		北海道総務部総合防災対策室防災消防課	
後 志 9月29日 仁 木 町 有限会社ビクトリーポーク 豚		電話番号 011-231-4111 内線 22-564	
公 告		ファクシミリ 011-251-6242	
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。		(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法	
平成15年9月2日		ア 交付期間 平成15年9月2日（火）から5日（金）まで（交付時間は午前9時から午後5時まで）	
北海道知事 高 橋 はるみ		イ 交付場所 (1)に同じ。	
1 業務概要		ウ 交付方法 直接交付する（郵送等はない。）。	
(1) 業務名 防災対策支援システム開発業務		(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法	
(2) 業務内容 防災関係機関が各々で管理・運用していた防災情報を一元的に集約し、これを共有することにより、災害対策の迅速かつ包括的な実施を支援するとともに、住民等への直接的な防災情報等の提供を図ることを目的にシステムの整備を行う。		ア 提出期限 平成15年9月8日（月）午後5時まで	
		イ 提出場所 (1)に同じ。	
		ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。	
		(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法	
		ア 提出期限 平成15年9月29日（月）午後5時まで	
		イ 提出場所 (1)に同じ。	
		ウ 提出方法 持参すること。	

4 その他

詳細は、プロポーザル説明書によること。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月2日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リール式散水施設（自然圧送型）	3台
イ 調整弁（圧力計付）	100個
ウ 合成樹脂製耐圧ホース 3m	136本
エ 合成樹脂製耐圧ホース 5m	159本
オ 合成樹脂製耐圧ホース 10m	30本
カ 合成樹脂製耐圧ホース 15m	3本
キ 合成樹脂製耐圧ホース 20m	74本
ク 合成樹脂製耐圧ホース 25m	61本
ケ 調圧弁付フィルター	25基
コ 定流量自動停止弁	25基
サ 液肥混入機 φ40	12基
シ 液肥混入機 φ50	8基
ス 地上配管分岐接続ホース（散水型）	862本
セ 地上配管分岐接続ホース（点滴型）	65本
ソ 地上配管セット 2本立	135組
タ 地上配管セット 3本立	241組
チ ポリエンドプラグ	106個
ツ ホース用ポリ継手（PEメス+マチノメス）	225個
テ ホース用ポリ継手（PEオス+マチノオス）	182個
ト ホース用90° エルボ	35個
ナ 2分岐バルブジョイント	29個
ニ 3分岐バルブジョイント	4個

ヌ マチノ継手 φ50（メス）×φ40（オス）	7個
ネ マチノ継手 φ40（メス）×φ50（オス）	6個
ノ マチノ継手 φ50（メス）×φ65（オス）	6個
ハ マチノ継手 φ65（メス）×φ50（オス）	6個
ヒ かん水チューブ（多孔式）（散水型）	107組
フ かん水チューブ用巻取芯（電動型）	162個
ヘ かん水チューブ用巻取芯（手動型）	29個
ホ かん水チューブ自動巻取機（散水型）	7台
マ かん水チューブ巻取機（手動）（散水型）	7台
ミ かん水ホース 50m	8組
ム かん水ホース 100m	12組
メ かん水ホース巻取機（手動）	12台
モ かん水チューブ（多孔式）（点滴型）	49巻
ヤ ドリップ用ストッパー	824個
ユ モノレール式自動散水機（間口6.3m）	1基
ヨ モノレール式自動散水機（間口7.2m）	1基
ラ 給水安全弁	31基
リ ワンタッチストッパー	844個
ル ポリ給水管 5m	33本
レ ポリ給水管 4m	4本
ロ ポリ給水管 3m	5本
ワ ポリ用チーズ	2個
ヲ ポリ用エルボ	2個
ン 開栓器 L=1.6m	5個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年3月5日

(4) 納 入 場 所 北海道後志支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂

(送付による場合は、郵便番号 044－8588 北海道後志支庁総務部会計課) (2) 入 札 日 時 平成15年10月17日 午後2時 (送付による場合は、平成15年10月16日までに必着のこと。) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道後志支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 044－8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136－22－1111 内線 2225 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : (1) Hose Irrigation System with Reel for winding (Gravity Pressure) Dia. 50mm Water supply Pipe Length=300m 3 (2) Gate valve 100 (3) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L= 3 m 136 (4) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L= 5 m 159 (5) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L=10m 30 (6) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L=15m 3 (7) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L=20m 74 (8) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L=25m 61 (9) Filter with Pressure Regulator Dia. 50mm Screen strainer type 25 (10) Hydrometers auto stop valve Dia. 50mm 25 (11) Liquid fertilizer mixer Dia. 40mm 12 (12) Liquid fertilizer mixer Dia. 50mm 8 (13) Surface Rolling Water Intake Hose For Spray Tube (Sprinkling) Dia. 25mm 862 (14) Surface Rolling Water Intake Hose For Drip Tube (Dripping) Dia. 25mm × 15mm 65 (15) Double branched pipe set on ground 135 (16) Triple branched pipe set on ground 241 (17) End plug for P. E. pipe Dia. 50mm 106 (18) P. E. joint (P. E. female to machino female) for hose Dia. 50mm 225 (19) P. E. joint (P. E. male to machino male) for hose Dia. 50mm 182 (20) "L" 90° Shape joint for hose Dia. 50mm 35 (21) Double branched joint with Gate valve Dia. 50mm 29 (22) Triple branched joint with Gate valve Dia. 50mm 4
--	---

- (23) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 50mm (Female)×40mm (Male) 7
- (24) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 40mm (Female)×50mm (Male) 6
- (25) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 50mm (Female)×65mm (Male) 6
- (26) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 65mm (Female)×50mm (Male) 6
- (27) Special perforated irrigation tube Dia. 25mm L=105m 107
- (28) Irrigation tube reel for Dia. 25mm (Spray type) Electric motor winding 162
- (29) Irrigation tube reel for Dia. 25mm (Spray type) Manual winding 29
- (30) Irrigation tube automatic winding machine for Dia. 25mm (Spray type) 7
- (31) Irrigation tube winding machine for Dia. 25mm (Spray type) Manual winding 7
- (32) Special perforated irrigation hose Dia. 50mm L=50m 8
- (33) Special perforated irrigation hose Dia. 50mm L=100m 12
- (34) Irrigation hose winding machine (Dia. 50mm) Manual winding 12
- (35) Irrigation tube (Multi-pore)(Dripping type) Dia. 17mm 15cm pitch Length 200m Roll 49
- (36) End plug for Irrigation tube (Dripping type) Dia. 17mm 824
- (37) Automatic water sprayer with monorail system (6.3m) 1
- (38) Automatic water sprayer with monorail system (7.2m) 1
- (39) Technical Specification Pressure Reduced Valve(dia. 50mm) 31
- (40) End plug for Irrigation tube (Spray type) 844
- (41) P. E. pipe Dia. 50mm L= 5 m 33
- (42) P. E. pipe Dia. 50mm L= 4 m 4
- (43) P. E. pipe Dia. 50mm L= 3 m 5
- (44) “T” Shape joint for PE pipe Dia. 50mm 2
- (45) “L” 90° Shape joint for PE pipe Dia. 50mm 2
- (46) Vulve Opener L=1.6m 5

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 PM, October 17, 2003.

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Kita 1-Jo Higashi 2-Chome, Kutchan-Cho, Abuta-Gun, Hokkaido, Post code 044-8588, Japan,
Tel 0136-22-1111 Extension 2225

北海道網走支庁告示第21号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成15年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

平成15年9月2日

北海道網走支庁長 毛利 明雄

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域
網走第21号	平成15. 8.21	紋別郡丸瀬布町中町番外地	丸瀬布町農業協同組合	白滝村
			代表理事組合長 小森 和巳	

北海道十勝支庁告示第17号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成15年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

平成15年9月2日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域
十勝第31号	平成15. 8.22	河西郡芽室町北伏古南8線10番地	十勝太陽食品株式会社	帯広市
十勝第35号	同	河西郡音更町木野大通東5丁目1番地	株式会社 マツダ樹生園	北海道全域
十勝第36号	同	河西郡芽室町東芽室基線15番地8	アグリシステム株式会社	音更町
十勝第37号	同	帯広市西16条北1丁目1の32	代表取締役 伊藤 英信 水野 孝男	十勝支庁全域

北海道十勝支庁告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月2日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品の名称及び数量**

ア 名 称 A重油 1ℓ当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 168,000ℓ

(2) 調達をする物品の仕様等 J I S規格1種2号以上（硫黄分2%以下）**(3) 契 約 期 間 平成15年10月6日から平成16年3月31日まで****(4) 納 入 場 所**
ア 北海道十勝合同庁舎（北海道帯広市東3条南3丁目）
イ 十勝家畜保健衛生所（北海道帯広市川西町基線59－6）

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) (1)の資格に関し営業の分類「61暖房燃料」で資格を得ており、かつ石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていること。 (4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。 3 条件付一般競争入札資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年9月2日から16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階A・B会議室 (2) 入札日時 平成15年10月1日（水）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。	9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項及び第3項ただし書きの規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道十勝支庁総務部会計課 イ 所在地 郵便番号 080－8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155－27－8508（直通） (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	支 庁 公 告 除排雪業務の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成15年9月2日 北海道宗谷支庁長 佐藤 俊夫 1 調査の目的 平成15年度において北海道が発注する北海道宗谷合同庁舎の敷地内除排雪業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する際の基礎資料とする。 2 調査の対象 北海道宗谷合同庁舎敷地内除排雪業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者であって、次の要件を満たしている者とする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 過去2年間に於いて除排雪業務の契約実績を有すること。
- (5) トラクターショベル（ホイール型（バケット）容量2.1m³以上）及びダンプトラック（10t以上）を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。

3 提出書類

- (1) 除排雪業者事業概要調査書（別記第1号様式）
- (2) 事業実績書（別記第2号様式）
- (3) 技術者名簿（別記第3号様式）
- (4) 除排雪機械保有状況調書（別記第4号様式）
- (1)から(4)までの用紙は北海道宗谷支庁総務部会計課管財係で配布する。
- (5) 法人の登記簿謄本（写し可）
- (6) 定款の写し
- (7) 納税証明書（道税に係るもの・写し可）

2の(5)に掲げる機械の全てをリース等により用意する場合は(4)の書類の提出は要しない。

- 4 提出期限 平成15年9月12日（金）（郵送等の場合は平成15年9月12日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。）

5 提出先

北海道宗谷支庁総務部会計課
郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162-33-2510 内線 2225

6 その他

本調査は入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月2日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月2日に一般競争入札の公告を行う凍結マイクロトームの賃貸借契約
- (2) 資 格 札幌医科大学の凍結マイクロトーム賃貸借の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 凍結マイクロトームの賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年9月2日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 札幌医科大学の凍結マイクロトームの賃貸借に関し、供給する凍結マイクロトーム及びその附属品の迅速な点検、調整の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年9月2日から12日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地 札幌医科大学事務局学務課

札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもの

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第66号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月2日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学の凍結マイクロトームの賃貸借 1台

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第65号に規定する凍結マイクロトームの賃貸借に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学東棟1階学務課会議室

(2) 入札日時 平成15年9月16日（火）午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額）の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札価格が最低の価格で入札した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

12 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局学務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2182
- (3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

北海道釧路土木現業所告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成15年9月2日

北海道釧路土木現業所長 長 栄 作

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
- ア ロータリ除雪車（2.6m/3,400t）1台（ロータリ除雪車1台と交換）
- イ ロータリ除雪車（100PS級1台、1.3m/700t/h級1台）（小型除雪車2台と交換）
- (2) 落札を決定した日
- 平成15年7月28日
- (3) 落札者の氏名及び住所
- ア 氏 名 株式会社 栗林商会
- 住 所 室蘭市入江町1番地19
- イ 氏 名 道栄機械株式会社
- 住 所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番12号
- (4) 落札金額
- ア 43,029,000円
- イ 29,410,500円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- (6) 一般競争入札の告示
- 平成15年北海道釧路土木現業所告示第3号

- 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- 除雪トラック（10t級、6×6、A・G・1W付2台、S・G・1W付1台）（除雪トラック2台と交換）
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
- 平成15年7月28日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- 氏 名 東北海道日野自動車株式会社
- 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号
- (4) 随意契約に係る契約金額
- 50,753,850円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- (6) 随意契約によった理由
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道釧路市双葉町6番10号

渡 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会
委 員 補 欠 選 挙 長 公 告

平成15年8月29日渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告（渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出）の一部を、次のとおり訂正する。

平成15年9月2日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 浅 沼 榮 一

表中「高島^{たかしま} 武俊^{たけとし}」を「たかしま^{たけとし} 武俊^{たけとし}」に改める。